

草津市、栗東市、守山市、野洲市の 市民・企業には大幅な負担増となります!!



私たちは、草津法務局、守山法務局の廃止・ 大津法務局への統合に反対しています

どうなるの？

草津法務局と守山法務局がなくなり、今後は大津法務局が管轄法務局となります。

どうして廃止されるの？

国は、行政経費削減の為に登記所の適正配置に基づいて今回の統廃合計画を進めようとしています。

国の経費削減は良い事ではないの？

確かにそうですが、国の経費が削減されてもそれ以上に市民負担が増えれば何の意味もないのです。草津・守山法務局が管轄する地域は全国的にみても人口増加している稀有な地域で、今後も登記件数の増加が見込まれています。

国は負担増にならないための方策を考えていないの？

国は、郵送、オンライン申請のシステムを用意して利便性は損なわないと考えていますが、現実には、公的個人認証サービスの利用がほとんど進んでいないことや、登記手続が複雑であることもあって、まだまだ実際に法務局へ出向くことが多いのが実情です。

どんな負担が増えるの？

まず、時間、ガソリン代、近江大橋代、電車代、高速道路代が考えられます。時間に関しては、現在でも大津法務局は混雑しているのに、統合されれば更なる混雑になることは確実です。また、大津法務局は大津税務署と同じビルなので、申告時期の混雑は容易に想像できます。

最も影響を受けるのは？

草津・栗東・守山・野洲に住む住民と、企業です。特に企業は、印鑑証明書や、代表者事項証明書を取得するのに、今までは約30分程度でしたが、統廃合後は、場所によっては2~3時間程度かかるようになります。

どうしたらよいの？

私たちは、湖南地域に少なくとも1つの法務局を存続させて欲しいと考えています。

私たちは反対しています

滋賀県司法書士会 草津支部
滋賀県土地家屋調査士会 湖南支部

大津地方法務局草津出張所及び守山出張所を廃止し 大津地方法務局へ統合する計画の中止を求める署名

私たちは、大津地方法務局草津出張所及び守山出張所を廃止し、大津地方法務局に統合させることに反対し、草津市、栗東市、守山市及び野洲市の地域（以下、「湖南地域」という。）に、少なくとも1つの出張所を存続させ、1つの出張所を廃止する場合はその出張所は存続する出張所に統合すること、又は両出張所を統合し、新たな登記所を新設することを求める。

反対理由

1 統廃合基準について

草津出張所が廃止の対象となっている理由は、平成7年7月に民事行政審議会から法務大臣に提出された適正配置に関する答申（以下、「平成7年答申」という。）の中の統廃合基準「隣接登記所への所要時間が概ね30分以内」に該当するためとのことですが、実際の所要時間は、公共交通機関（JR）を利用して約40分、自動車一般道路を利用して約50分、自動車有料道路を利用して約35分です。

また、現在、JR南草津駅と同瀬田駅間に新しい駅を建設する計画があり、新駅建設が実現すれば、JRを利用した場合はもちろん、草津市内の更なる都市化に伴い車を利用した場合も、更に所要時間がかかることになってしまいます。

よって、草津出張所については、統廃合基準に該当しているとはいえません。

2 湖南地域特有の実情について

平成7年答申の中では、「適正配置の実施に当たっては、地域の自然的地理的諸条件（例えば、離島）、社会的経済的諸条件、地域住民の生活指向等、地域の実情に十分配慮すること。地域住民に対し、登記所の適正配置の趣旨及び目的について十分説明をして、その理解と協力を求めるとともに、統合後における登記所の位置等具体的な実施方法については、地域住民の意見をできるだけ尊重すること。」と答申されています。今回、廃止が検討されている両出張所が管轄する湖南地域の4市は、いずれも人口が増加している地域であり、今後、人口増加に伴い地域経済の発展も見込むことができ、登記申請件数の増加の予想される地域です。実際に、草津出張所の登記申請件数は、県内の登記所で唯一、前年よりも増加しています。

また、上記のとおり、草津市内においてはJR新駅の設置も計画されており、もし設置されれば、更に人口が増加し、経済的にも発展されることが予想されます。よって、このような特に活発な湖南地域の登記所をすべて廃止することは、湖南地域の実情に配慮するものではなく、湖南地域はもちろん滋賀県や近畿地域の発展を阻害することになってしまいます。

3 地域住民及び企業の利便性について

平成22年の法務省登記統計によると、全国で、不動産登記申請のオンライン申請の割合は約19.5%、商業登記申請のオンライン申請の割合は約26%であり、オンライン申請が普及しているとは言えない状況です。現在、公的個人認証サービスの電子証明書がほとんど普及していないので、地域住民は本人申請を行うことがかなり難しい状況であり、上記オンライン申請のほとんどは、司法書士又は土地家屋調査士が行っています。そのような状況下で、両出張所は、地域住民及び企業が、登記の本人申請をしたり、不動産登記事項証明書や会社の資格証明書及び印鑑証明書の請求をしたりする際の受付及び相談窓口として大きな役割を果たしています。それにもかかわらず、湖南地域の登記所をすべて廃止すれば、地域住民が本人申請をするためには、地元と大津本局（新庁舎）間を何回も往復することが必要となってしまう、地域住民への行政サービスは大幅に低下してしまいます。

また、湖南地域から登記所が一つもない状況になれば、司法書士や土地家屋調査士が登記所のある他の地域へ事務所を移転する可能性もあり、そうなれば、司法書士過疎、土地家屋調査士過疎を誘引することになり、地域住民や企業の利便性が大幅に低下してしまいます。

4 結論

よって、強引に「所要時間概ね30分」の要件にあてはめ、「地域の実情に配慮」することなく、今後更に人口増加及び経済発展する可能性がある湖南地域の登記所をすべて廃止することに反対し、湖南地域において少なくとも1つの出張所を存続させ、1つの出張所を廃止する場合はその出張所は存続する出張所に統合すること、又は両出張所を統合し、新たな登記所を新設することを求めます。

署名趣旨：法務省に対し、大津地方法務局草津出張所と守山出張所を廃止し 署名趣旨：大津地方法務局へ統合する計画の中止を求めます。

	お名前（「//」は使わないで下さい。）	ご住所（「//」は使わないで下さい。住所は市町村からお願いします。）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※ご記入いただきました個人情報、本署名活動以外の目的には一切使用致しません。

※本署名は、私たちが責任を持って法務省に届けさせていただきます。

人分

滋賀県司法書士会草津支部
滋賀県土地家屋調査士会湖南支部

支部長 太田智真 TEL 077-514-3010 FAX 077-514-3011
支部長 井上豊仁 TEL 077-532-4156 FAX 077-532-4157